

福岡市公報

令和7年6月5日 第7150号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目

次一

ページ

告

示

○地縁による団体の認可（第140号）	1
○地縁による団体の認可（第141号）	2
○地縁による団体の区域の変更（第142号）	3
○地縁による団体の区域、主たる事務所及び代表者の変更（第143号）	4
○地縁による団体の代表者の変更（第144号）	5
○地縁による団体の代表者の変更（第145号）	5
○市税の収納事務の委託（第146号）	6
○市道の区域の変更（第147号）	6

公 告

○一般競争入札の実施（第176号）	7
○特定調達契約等に係る落札者の決定（第177号）	9
○指定管理者の公募（第178号）	10
○指定管理者の公募（第179号）	13
○指定管理者の公募（第180号）	15
○指定管理者の公募（第181号）	18
○指定管理者の公募（第182号）	20
○指定管理者の公募（第183号）	22
○指定管理者の公募（第184号）	25
○指定管理者の公募（第185号）	27

水 道 局

○特定調達契約等に係る落札者の決定（公告第19号）	29
---------------------------	----

告 示

福岡市告示第140号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地縁による団体を認可したので、同条

第10項前段の規定により次のように告示する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 名称

大門町内会

2 規約に定める目的

以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 会員相互の連絡に関すること。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 文化、体育、レクリエーション等に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

3 区域

福岡市早良区大字脇山495番地、513番地1、532番地から588番地まで、591番地3、591番地7、594番地3から604番地まで、1071番地から1157番地まで及び1159番地から1267番地4まで並びに脇山一丁目17番31号から36号まで、18番30号から37号まで及び40号並びに20番1号から5号まで

4 主たる事務所

大門集会所（福岡市早良区大字脇山1270番地6）

5 代表者の住所及び氏名

福岡市早良区大字脇山536番地1

安永 勝治

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和7年6月5日

福岡市告示第141号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地縁による団体を認可したので、同条第10項前段の規定により次のように告示する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 名称

相原隣組

2 規約に定める目的

- (1) 会員の相互扶助のもとに、民主的で住みよい地域社会の維持及び形成に資すること。
- (2) 前号の目的を達成するために、次の共同活動をおこなう。
 - ア 公報及び地区内情報の連絡に関すること。
 - イ 地区内の美化、清掃等環境整備に関すること。
 - ウ 集会所等資産の維持管理および運営に関すること。
 - エ 福利、厚生に関すること。
 - オ 文化、体育、レクリエーションに関すること。
 - カ その他、目的達成に必要なこと。

3 区域

福岡市西区今宿上ノ原637番地から889番地まで

4 事務所の所在地

相原集会所（福岡市西区今宿上ノ原650番地2）

5 代表者の住所及び氏名

福岡市西区今宿上ノ原658番地2

吉積 裕之

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和7年6月5日

福岡市告示第142号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

区分	名称	区域
変更前		福岡市東区香椎駅東三丁目28番並びに香椎駅東四丁目1番から24番まで、26番2号及び38号、30番31号から33号まで、33

福岡市公報

令和7年6月5日 第7150号

変更後	香椎オータウン町内会	番23号から39号まで、34番28号から66号まで、35番並びに36番11号から20号まで 福岡市東区香椎駅東三丁目28番並びに香椎駅東四丁目1番から24番まで、26番2号及び38号、30番31号から33号まで、33番23号から39号まで、34番28号から66号まで、35番並びに36番15号から20号まで
-----	------------	--

福岡市告示第143号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

区分	名称	区域	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	石崎隣組	福岡市西区大字田尻32番の1、32番の3、33番、40番、41番の1、41番の2、42番の1、43番から103番まで、130番から160番まで及び2568番から2714番まで（2570番の12を除く。）並びに大字徳永1048番の3、1048番の4、1049番の3、1049番の4、1049番の6、1050番の1及び1050番の9の一部	石崎集会所（福岡市西区大字田尻59番地3）	福岡市西区田尻東一丁目9番23号 寺田 浩司
		福岡市西区北原二丁目41番、田尻二		

変更後	丁目14番、田尻東一丁目、田尻東二丁目、田尻東三丁目2568番から2585番まで（2570番12を除く。）及び2686番から2714番まで、田尻東四丁目、学園通一丁目382番、675番から685番まで及び2463番から2480番まで並びに学園通三丁目2605番から2616番まで	石崎集会所（福岡市西区田尻東一丁目22番4号）	福岡市西区田尻東一丁目2番13号 高田 峰雄

福岡市告示第144号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島 宗一郎

区分	名称	代表者の住所及び氏名
変更前		福岡市早良区大字西1336番地の2 土井 信二
変更後	中山自治会	福岡市早良区大字西1355番地 西嶋 靖志

福岡市告示第145号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島 宗一郎

区分	名称	代表者の住所及び氏名
変更前		福岡市西区大字金武1580番地3 牛尾 善史
変更後	金武町内会	福岡市西区大字金武770番地 鍋山 陽一
変更前		福岡市西区室見が丘一丁目8番4号 高岡 健作
変更後	金武福岡ハイタウン自治会	福岡市西区室見が丘一丁目8番8号 空閑 彰徳
変更前		福岡市西区大字金武219番地 三角 守人
変更後	西山自治会	福岡市西区大字金武98番地2 牛尾 利隆

福岡市告示第146号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、福岡市市税の収納の事務を次のように委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

委託事務	委託の相手方	委託期間
コンビニエンスストアにおける福岡市市税の収納事務	東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社 NTTデータ	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

福岡市告示第147号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

路線番号	路 線 名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南938	井尻938号 線	南区井尻五丁目275番4地先から 同 333番地先まで	旧	1.90～2.30	16.94
			新	2.30	2.96

公 告

福岡市公告第176号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 電子入札に付する事項

業種	件名	備考
一般土木C	都市基盤周船寺川河川改修(No.104+14.4～No.106+2.0外左岸)工事	
	市道鴻元浜線道路改良工事(4工区その3)	
	市道百道通線電線共同溝整備工事(2工区)	
	元岡地区新設中学校周辺道路整備工事(その2)	
	令和7年度博多川護岸改修工事	
	東部(伏谷)埋立場第4区画堤築造工事(その5)	
	周船寺小学校外構改良工事	
P・C	令和7年度東部地区橋梁耐震補強工事(その2)	
港湾土木	令和7年度アイランドシティ地区(-14m)岸壁外1箇所補修工事	
	令和7年度和白護岸改良工事(その2)	
	姪の浜ポンプ場(高段)耐震補強工事	

建築C	鮮魚市場魚函倉庫棟耐震改修工事	
	福岡競艇場前売投票所・外向発売所集約化関連工事	
	那珂中学校講堂兼体育館その他外壁改修工事	
法面	勝馬2号線法面改良工事	
フェンス	春住小学校防球ネット設置工事	
	南福岡特別支援学校外構改良工事	
電気A	香椎パークポート1号野積場ヤード照明塔電気設備更新工事（その1）	
	西消防署非常用発電設備更新工事	
	マリンメッセ福岡A館照明設備更新工事	
	城南消防署非常用発電設備更新工事	
電気A又はB	東部（武節ヶ浦）埋立場N0.6ポンプ井電気設備更新工事	
	西部汚水処理場調整池動力制御盤更新工事	
防水	福岡市市民福祉プラザ屋上防水改良工事	
	香椎下原小学校校舎屋上防水改良工事（A長寿命化1）	
電気通信	マリンメッセ福岡A館電話設備その他更新工事	
造園A	植物園エントランスガーデン等改修（その2）工事	
	植物園エントランスガーデン等改修（その1）工事	
	南市民センター西側広場再整備工事	
金属製建具	アイランドシティ中央公園ぐりんぐりんトップライト等更新工事	
	城香中学校講堂兼体育館内部改造金属建具工事（B長寿命化）	
	梅林中学校武道場外部建具改造工事（D長寿命化）	
その他の建具	福岡競艇場第1立体駐車場防火シャッター改修その他工事 その4	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年6月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第177号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市東部水処理センター電力供給（年間予定使用電力量約23,186,400kWh）	福岡市東区松島六丁目16番1号 道路下水道局下水道施設部東部水処理センター		福岡市博多区上呉服町1番10号 株式会社新出光	円 413,462,410 (単価契約に基づき算定した見込額)	
福岡市中部水処理センター電力供給（年間予定使用電力量約19,615,600kWh）	福岡市中央区荒津二丁目2番1号 道路下水道		東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	334,903,548 (単価契約に基づき算定した見込額)	

福岡市築地町ポンプ場電力供給 (年間予定使用電力量約1,292,900kWh)	局下水道施設部中部水処理センター	令和7年4月17日	東京都中央区日本橋二丁目9番10号 R E 1 0 0 電力株式会社	31,420,150 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和7年3月6日
福岡市西部水処理センター電力供給 (年間予定使用電力量約20,546,400kWh)	福岡市西区小戸二丁目5番1号 道路下水道			344,680,880 (単価契約に基づき算定した見込額)	
福岡市新西部水処理センター電力供給 (年間予定使用電力量約2,598,200kWh)	局下水道施設部西部水処理センター		東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	48,714,266 (単価契約に基づき算定した見込額)	
福岡市和白水処理センター電力供給 (年間予定使用電力量約4,059,300kWh)	福岡市東区塩浜三丁目2500番地 道路下水道			78,277,589 (単価契約に基づき算定した見込額)	

福岡市公告第178号

福岡市立障がい者フレンドホーム条例（以下「条例」という。）第13条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立障がい者フレンドホーム条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立城南障がい者フレンドホーム	福岡市城南区南片江二丁目

備考 併設の施設である福岡市立福岡100プラザ城南との一括管理とする。

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第4条第1項に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 条例第5条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の建物及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 開館時間

規則第2条に規定する開館時間

- (2) 休館日

規則第3条に規定する休館日

- (3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めると
ころによること。

- (4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第5条第1項に定める要件によること。

- (5) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和8年度 24,001千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

- (6) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との
協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

- (1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

- (2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減
が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するた
めに必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

安全かつ円滑に当該公の施設の管理運営ができる法人又は複数の法人で構成する共同
事業体（以下「法人等」という。）であって、次の資格要件を満たすもの（法人等に
あっては、構成するすべての法人が次の資格要件を満たすものに限る。）

- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定しないもの
- (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税を滞納していないこと。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないもの（当該公の施設以外の公の施設を含む。）
- (4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当しないもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 その他

福岡市立城南障がい者フレンドホームについて指定管理者の指定の申請をした者は、当該公の施設の併設の施設である福岡市立福岡100プラザ城南についても指定管理者の指定の申請をしたものとみなす。

8 詳細は、募集要項による。

9 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

この公告の日から令和7年7月28日まで

10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月7日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）

電話 092-711-4248

福岡市公告第179号

福岡市立老人福祉センター条例（以下「条例」という。）第8条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立老人福祉センター条例施行規則（以下「規則」という。）第8条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立福岡100プラザ東	福岡市東区香住ヶ丘一丁目
福岡市立福岡100プラザ博多	福岡市博多区千代一丁目
福岡市立福岡100プラザ中央	福岡市中央区長浜一丁目
福岡市立福岡100プラザ南	福岡市南区若久六丁目
福岡市立福岡100プラザ城南 (以下「プラザ城南」という。)	福岡市城南区南片江二丁目
福岡市立福岡100プラザ早良	福岡市早良区重留七丁目
福岡市立福岡100プラザ西	福岡市西区今宿青木字廣石サヤ

備考 プラザ城南については、併設の施設である福岡市立城南障がい者フレンドホームとの一括管理とする。

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後6時まで。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を延長することがある。

(2) 休館日

毎週月曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（同法第2条に規定する敬老の日を除く。）をいう。以下同じ。）、祝日が月曜日である場合の翌日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更することがある。

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第5条第1項に定める要件によること。

(5) 管理に関する対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

安全かつ円滑に当該公の施設の管理運営ができる法人又は複数の法人で構成する共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次の資格要件を満たすもの（法人等にあっては、構成するすべての法人が次の資格要件を満たすものに限る。）

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定しないもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税を滞納していないこと。

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないもの（当該公の施設以外の公の施設を含む。）

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当しないもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 その他

プラザ城南について指定管理者の指定の申請をした者は、当該公の施設の併設の施設である福岡市立城南障がい者フレンドホームについても指定管理者の指定の申請をしたものとみなす。

8 詳細は、募集要項による。

9 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

この公告の日から令和7年7月28日まで

10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月7日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局高齢社会部高齢福祉課）

電話 092-711-4881

福岡市公告第180号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
香椎駅東自転車駐車場	東区香椎駅東一丁目
香椎駅南自転車駐車場	東区香椎駅前一丁目
香椎宮前駅自転車駐車場	東区千早五丁目
千早駅北自転車駐車場	東区千早四丁目
千早駅南自転車駐車場	
名島駅自転車駐車場	東区名島三丁目
西鉄香椎駅自転車駐車場	東区香椎駅前二丁目
箱崎駅高架下自転車駐車場	東区菅松二丁目
福工大前駅東自転車駐車場	東区和白東三丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間

規則別表第1に定める利用時間

- (2) 休場日

なし

- (3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

- (4) 駐車料の納入の手続

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

- (5) 駐車料の減免の基準及び手続

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和8年度 145,633千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和7年6月5日から同年7月25日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月17日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

福岡市公告第181号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
笹原駅東自転車駐車場	博多区諸岡五丁目
竹下駅第1自転車駐車場	博多区竹下四丁目
竹下駅第2自転車駐車場	
竹下駅西口自転車駐車場	博多区竹下一丁目
竹下駅南自転車駐車場	博多区竹下四丁目
福岡空港駅自転車駐車場	博多区空港前三丁目
南福岡駅前自転車駐車場	博多区寿町二丁目
吉塚駅西口自転車駐車場	博多区吉塚本町
吉塚駅東口自転車駐車場	

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

規則別表第1に定める利用時間

(2) 休場日

なし

(3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 駐車料の納入の手続

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手続

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和8年度 141,101千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理のために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

福岡市公報

令和7年6月5日 第7150号

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和7年6月5日から同年7月25日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月17日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

福岡市公告第182号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
音羽公園自転車駐車場	博多区博多駅南一丁目
祇園駅路上自転車駐車場	博多区祇園町及び冷泉町
櫛田神社前駅自転車駐車場	博多区祇園町
出来町公園自転車駐車場	博多区博多駅前一丁目
中比恵公園自転車駐車場	博多区博多駅東二丁目
人参公園自転車駐車場	博多区博多駅前四丁目
博多駅高架下南自転車駐車場	博多区博多駅中央街及び博多駅前四丁目

博多駅筑紫口自転車駐車場	博多区博多駅東二丁目
博多駅路上自転車駐車場	博多区博多駅前一丁目、博多駅前四丁目及び博多駅南一丁目
博多口自転車駐車場	博多区博多駅前一丁目及び博多駅前二丁目
明治公園自転車駐車場	博多区博多駅前三丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間
規則別表第1に定める利用時間
- (2) 休場日
なし
- (3) 駐車料の徴収
条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。
- (4) 駐車料の納入の手続
徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。
- (5) 駐車料の減免の基準及び手続
条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手續によること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。
- (7) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和8年度 131,581千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和7年6月5日から同年7月25日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月17日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
川端自転車駐車場	博多区下川端町
呉服町駅路上自転車駐車場	博多区上呉服町及び店屋町
清流公園自転車駐車場	博多区中洲一丁目、中洲四丁目及び中洲五丁目
中島公園自転車駐車場	博多区中洲中島町
中洲川端駅路上自転車駐車場	博多区上川端町及び中洲三丁目
冷泉公園自転車駐車場	博多区上川端町

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間

規則別表第1に定める利用時間

- (2) 休場日

なし

- (3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

- (4) 駐車料の納入の手続

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後

の最初の指定金融機関の営業日)までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手続

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和8年度 44,330千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和7年6月5日から同年7月25日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月17日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

福岡市公告第184号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
桜坂駅自転車駐車場	中央区桜坂一丁目
天神自転車駐車場	中央区天神二丁目
天神中央公園自転車駐車場	中央区天神一丁目
天神ふれあい通り自転車駐車場	
天神南駅自転車駐車場	中央区渡辺通五丁目
唐人町駅自転車駐車場	中央区荒戸三丁目
長浜公園自転車駐車場	中央区舞鶴一丁目
薬院駅北自転車駐車場	中央区渡辺通四丁目
薬院駅南自転車駐車場	中央区平尾一丁目
薬院大通駅自転車駐車場	中央区薬院四丁目
六本松駅自転車駐車場	中央区六本松二丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務

- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

規則別表第1に定める利用時間

(2) 休場日

なし

(3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 駐車料の納入の手続

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手続

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和8年度 180,587千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するた

めに必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和7年6月5日から同年7月25日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月17日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

福岡市公告第185号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
今宿駅西自転車駐車場	西区今宿一丁目
九大学研都市駅西自転車駐車場	西区北原一丁目
九大学研都市駅東自転車駐車場	西区西都一丁目

周船寺駅前自転車駐車場	西区周船寺二丁目
姪浜駅高架下東自転車駐車場	西区姪の浜四丁目
姪浜駅高架下西自転車駐車場	西区姪の浜五丁目
橋本駅自転車駐車場	西区橋本二丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間
規則別表第1に定める利用時間
- (2) 休場日
なし
- (3) 駐車料の徴収
条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。
- (4) 駐車料の納入の手続
徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。
- (5) 駐車料の減免の基準及び手續
条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手續によること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。
- (7) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第11条等に定める要件
- (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限
令和8年度 185,646千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準**(1) 方法**

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。**8 募集要項を次のとおり配布する。****(1) 方法**

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和7年6月5日から同年7月25日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先**(1) 受付期間**

ア 期間

令和7年7月17日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

水道局

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程第9条の規定により次のように公告する。

令和7年6月5日

福岡市水道事業管理者 中村健児

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
多々良浄水場電力供給 (年間予定使用電力量約 9,386,000kWh)	福岡市博多区 博多駅前一丁目26番1号 水道局浄水部設備課	令和7年 4月24日	福岡市博多区上 呉服町1番10号 株式会社 新 出光	円 168,308,396 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和7年 3月13日
多々良取水場電力供給 (年間予定使用電力量約 1,838,000kWh)			東京都中央区日本橋二丁目9番 10号 R E 1 0 0 電 力株式会社	48,203,420 (単価契約に基づき算定した見込額)	
乙金浄水場電力供給 (年間予定使用電力量約 4,899,000kWh)				100,300,024 (単価契約に基づき算定した見込額)	
番托取水場電力供給 (年間予定使用電力量約 6,489,000kWh)			福岡市博多区上 呉服町1番10号 株式会社 新 出光	133,713,630 (単価契約に基づき算定した見込額)	
室見取水場電力供給 (年間予定使用電力量約 4,059,000kWh)				84,083,748 (単価契約に基づき算定した見込額)	